環境にやさしい設備に関する補助金
（住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金）
（電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金）

住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

■補助対象事業

市内の自ら居住する住宅に、次に掲げる補助対象設備を設置する事業が対象です。
ただし、定置用蓄電システム（蓄電池）は、太陽光発電設備と同時に導入する場合のみ。

□　太陽光発電設備
□　蓄電池

■補助金額

複数の設備を併せて設置する場合は、それぞれの補助金額を合算します。

□　太陽光発電設備　上限 **７万円/ｋW**
□　蓄電池　上限 **５万円/ｋWｈ**

詳しくは、市ホームページにて手引きなど必ずご確認いただき、**契約前に申請をしてください（契約、設置後の申請はできません。）。**

■お問合せ先

ゼロカーボン推進課
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
TEL：0829-30-9224

電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金

ごみの減量化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機（ディスポーザー式は対象外）または非電動生ごみ処理器（コンポスト容器）を購入後、使用状況のモニター調査（購入後約１年間）に協力できる人に対して、購入費の一部を補助します。

■対象者

廿日市市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）。ただし、補助は一世帯あたり１台までです。

■補助金額

家庭用電動・非電動生ごみ処理機購入額の２分の１の額（100 円未満の端数は切り捨てです。）
（ただし、下記のとおり上限額があります。）
○電動生ごみ処理機　上限３万円
○非電動生ごみ処理器（コンポスト容器）　上限３千円
※必ず購入前に申請してください。

電動 HP

非電動 HP

■お問合せ先

循環型社会推進課
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
TEL：0829-30-9133